



サザンフラックス労務室通信



平成24年1月24日

今日は、1月24日（火）です。昨日23日は、旧暦では元日にあたり、中国では春節といえます。キリスト教国のフィリピンでもこの日は祝日だそうで、アジア諸国では広く旧暦で新年が祝われています。

日本人は季節の移り変わりに敏感で、自然をこよなく愛し、和歌・俳句・書画に四季のたたずまいを微妙に表現することを好みます。

年中行事や風習も、殆ど自然の変化に結びついています。ところが明治5年の旧暦（太陰太陽歴）からグレゴリオ歴（太陽歴）への切り替えで、これが上手くいかなくなってしまいました。

皐月（さつき）の梅雨が6月になってしまい、七夕（たなばた）の7月7日をそのまま新暦に読み替えたのでは、梅雨で星どころではなくなりました。

また、同じように3月3日の桃の節供に桃の花はないし、お供えする作物もありません（スーパーではハウスものの野菜は売っていますが）。

旧暦では、ひと月を月の満ち欠けの周期で数えるので、満月は必ず15日ですから、中秋の名月は旧暦の8月15日です。ところが、新暦では8月15日が必ず満月になる訳ではなく、お供えの里芋もまだ早いのです。

今年は、弥生3月と卯月4月の間に閏月が入り、一年が13ヶ月あります。このような年は、季節の変化が新暦とかなり違ってくる予想されます。閏月がなぜあるのか？については、次回にご説明します。



消費税増税はちょっと待って！

（益田）

野田政権は、本気で消費税増税を実施する構えのようですが、党内には反対意見が多く、野党は今のところ反対のようです。

私は、社会保険労務士として、年金をはじめとして社会福祉に深く関わった仕事をしておりますので、財源が足りないことは充分分かっている積りです。

しかし、国内の景気が低迷している状況で、はたして消費税の増税分を小売価格に転嫁できるかどうかは、非常に不透明だと思います。

私は顧問先企業様から毎月顧問報酬をいただいています。現在は例えば顧問報酬3万円の場合は、31,500円を請求させていただく訳ですが、消費税が10%になれば、33,000円を請求させていただかなければなりません。

理屈では、顧問先様は、私に支払った消費税3,000円を売上高に含まれる消費税から控除できるのですが、現在のデフレ状況の中で、顧問先様が増税分を売上高に転嫁できなければ、かなり辛いことになりませう。

そんなジレンマを抱えて思い悩んでいたところ、ある雑誌に金融コンサルタントの岩本沙弓氏が書いている記事に興味を引かれたので、少々長文ですが、以下に引用いたします。

「2011年10月31日に野田政権は1日の規模としては過去最大の8兆円と推定される為替介入を実施した。

円を売って外貨（米ドル）を買う為替介入は国民の資産をリスクに晒す行為である。（中略）ドルを買うために必要な円資金は、財務省が政府短期証券（FB）を発行し、市中の金融機関などに購入してもらって調達する。我々が金融機関などに預けている預金が為替介入の原資になっているのだ。そして、FBは財務省が発行する債券なので政府の借金として計上される。2011年9月末時点での政府債務残高は過去最高の954兆4180億円と発表されたが、そのうち100兆円は過去の為替介入によって蓄積された負債である。

小泉政権下では異常ともいえる40兆円以上の為替介入が1ドル＝100円台で実施された。1ドル＝75円とすればドルは25%減価しているので、この当時の介入分だけで10兆円ほど為替差損が出ている（運用利回りを踏まえれば実損は少なくなるが）。

本来ならば介入の責任は財務省、財務大臣や日本国政府にあるはずなのだ。しかし、国民の資産を扱っているにもかかわらず、これまで介入による損失が追及されてこなかったことが象徴するように、為替介入の責任の所在というのは極めて曖昧である。

100兆円もの資金をいったいつ使用することを国民が認めただろうかと思われるに違いない。責任の所在がはっきりしなければ、一部の人間や組織の都合のいいように介入ができ、こうしていつの間にか100兆円もの資金が使えてしまうのだ。

為替市場は非常に大きなマーケットのため、一国で介入しても、また協調介入のように複数国で協力していても他の様々な経済的な要因の後押しがなければ、相場を反転させることは難しい。それがわかっているのに、日本以外の各国では、国民の資産を使ってしかも為替変動のリスクを負う為替介入について議会や国民の目は厳しい。」

岩本氏の論文はまだ続くのですが、ここまで読んだだけでも、巨大な資金運用が国民の目の届かないところで行われていることに愕然とします。

私たちは、学校で日本は資源の乏しい国だから、ものを作って外国に輸出して外貨を稼いで成り立っていると教わって来ましたが、だから円高になると、外国にものが売れなくなるので大変だと刷り込まれています。

マスコミの街頭インタビューがよく放映されますが、円高についてどう思いますかという質問に対し、ビジネスマン風の通行人が難しい顔をして、輸出が減ることが心配だと発言します。一方、若い女性は恥ずかしそうに、外国に安く旅行できるので助かりますなどと答えています。

円高は日本経済に悪影響があり、メリットを受けるのは、個人的な楽しみに過ぎないという構図が作られていると考えるのは、私のうがった見方でしょうか。

つまり、円高は悪いことだから、円高を是正するために為替介入するのは当然であるという暗黙の了解があるように感じます。

本題に戻って消費税についてですが、私も以前は、社会福祉の財源確保のためには、増税しかないと思っていました。

民主党は3年前に、財源は霞が関の埋蔵金で賄えると主張して、政権を取りましたが、その後埋蔵金探しはやめてしまったのでしょうか。それどころか、日本政府として巨額の資金を投じて、為替介入を実施しています。その一方で、けなげな国民は、国には財源がないと言われて、消費税増税を納得させられて、自分の懐からお金を出そうとしています。

政府は、我々の借金を子どもたちに先送りしてはならないと言いますが、今消費税を上げれば、子ども達はこれからずっと高い消費税を払って生きて行くのです。しかも、消費税が10%で上限に達する訳ではなく、30%に達するだろうと予測する経済学者もいますから、消費税増税では何も解決しないことは明らかです。



今春は法改正が目白押し

1) 高齢者等の雇用安定等に関する法律の改正

労働政策審査会（諏訪康雄会長）は、高齢者雇用対策について、小宮山厚生労働大臣に建議した。従来60歳に達した社員を継続雇用する際に、一定の基準を設け、その基準に達しない場合は継続雇用を拒否できる制度（継続雇用基準制）を廃止することが適当とした。

老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分に分かれており、定額部分の支給開始年齢は順次繰り下げられ、昭和24年4月2日から昭和28年4月1日生まれの男性からは、定額部分の支給がなくなり、これに代えて老齢基礎年金が65歳から支給される。そして、いよいよ昭和28年4月2日以降に生まれた男性については、報酬比例部分の支給開始年齢が従来の60歳から61歳に繰り下げられることになる。

つまり、この年齢層からは、定年から1年間は無年金となるケースが出てくることになり、会社が継続雇用基準制に基づき継続雇用を拒否すると、その労働者は収入を失うことになる。このため、継続雇用を義務付けることにした。ただし、就業規則における解雇事由や退職事由に該当する場合は、継続雇用の対象外とする扱いを可能とする。

2) 協会けんぽ保険料 10.0%に引上げへ

中小企業の従業員や家族ら約3,480万人が加入する「協会けんぽ」（全国健康保険協会）は、12月26日、2012年度における保険料率（全国平均）が現行の9.5%から10.0%に上昇するとの試算結果を発表しました。高齢化による医療費の増加が主な要因であり、引上げは3年連続となる。今年2月に小宮山厚生労働相が認可して引き上げが正式に決まる。

3) 国民年金未納保険料を10年分遡って納付することが可能に

未納になっている国民年金保険料は、現在2年分までは遡って納付（事後納付）することができるが、これを10年分に延長する改正国民年金法が昨年の8月4日の衆院本会議で民主、自民、公明各党などの賛成多数で可決、成立した。これにより、最大約40万人が無年金を免れるほか、最大1600万人の年金受給額が増えることになる。

事後納付の拡大は3年間の時限措置。未納保険料をさかのぼって納めてもらうことで、無年金者や低年金者の発生を防止することが狙い。収める月額保険料には当該年度の保険料に利子が加算され、1万4340円～1万5350円となる予定。10年分の未納保険料を納めれば、受け取る年金が約1万6,500円増える計算となる模様。

国民年金の年金受給資格期間は25年間。保険料を支払った期間が1カ月でも足りなければ、老後に受け取る年金はゼロになる。また、25年以上払っていたとしても保険料の未納期間があれば、その分受け取る年金も減額される。今回の事後納付が過去10年間可能になったため、このような人にとって救済になる。

ただ、改正国民年金法の施行予定日は平成24年10月1日までに具体的な事務手続き等を整備してからとなっており、実際に納付可能となるのは今年の平成24年10月前後となる見込み。

4) 有期雇用は5年まで

労働政策審議会は、有期労働契約の長期にわたる反復・継続を抑制する必要があるなどと指摘した「有期労働契約の在り方」について、小宮山厚生労働大臣に建議した。

同一の労働者と使用者の間で5年を超えて有期労働契約が反復更新された場合、労働者の申出により、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを導入する。転換に際しての労働条件は、期間の定めがなくなる以外は従前と同一でよいとする。

厚生労働省は、今日から始まる通常国会に労働契約法などの改正案を上程する意向。



社会保険労務士事務所

サザンフラックス労務室

代表 益田 耕二

〒105-0013 東京都港区浜松町1-24-5 第3河原ビル3F

電話：03-5401-7545 ファックス：03-5401-0898

E-mail: sfmasuda@nifty.com URL: <http://www.southernflax-sr.com>